



大気汚染防止法の改正に伴い令和3年4月から

アスベスト工事のルールが変わります

レベル3 建材への規制 (令和3年4月から開始)

新たにレベル3 建材の作業基準が作られました。

建材の区分	取扱い	改正前	→	改正後
レベル3	作業基準	なし	→	あり
石綿含有成形板など	特定粉じん排出等作業実施届出書	提出が不要	→	変更なし※

※レベル3 建材は届出書の提出が不要ですが、作業計画を作成する必要があります。

<レベル3 建材の作業基準の概要>

○ 石綿含有成形板などのレベル3 建材を除去する作業

- ・ 切断や破砕等をせずに手ばらしで取り外してください。
- ・ 手ばらしが難しいときは、対象建材を薬液等で湿潤化してから除去してください。
なお、ケイ酸カルシウム板第1種を手ばらしせずに除去する場合は、湿潤化に加えて周辺の養生も必要です。

○ 石綿含有仕上塗材（裏面参照）を除去する作業

- ・ 対象建材を薬液等で湿潤化してから除去してください。
- ・ 電気グラインダー等の電動工具で除去するときは、湿潤化に加えて周辺の養生も必要です。



石綿含有仕上塗材の取扱い (令和3年4月から開始)



石綿含有仕上塗材[※]はレベル3建材として取り扱うこととなりました。

	見直し前	→	見直し後
建材の区分	レベル1	→	レベル3
特定粉じん排出等作業実施届出書	提出が必要	→	提出が不要

※吹付けパーミキュライト、吹付けパーライトは従来どおりレベル1建材に該当します。

元請業者と下請負人の責務 (令和3年4月から開始)



元請業者だけでなく、下請負人にも作業基準を遵守する義務が設けられました。また、作業基準等に違反した場合、元請業者と下請負人に直接罰則が適用される規定が設けられました。

発注者への作業結果の報告 (令和3年4月から開始)



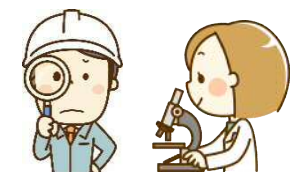
元請業者は、アスベスト工事が適切に行われているかを確認し、その結果を発注者へ報告する義務が設けられました。

札幌市への事前調査結果の報告 (令和4年4月から開始)



元請業者は、建材にアスベストが含まれているか調査した結果を、工事前に札幌市へ報告する義務が設けられました。

有資格者による事前調査 (令和5年10月から開始)



「建築物石綿含有建材調査者」等の資格者しか事前調査を行うことができなくなりました。

上記の他にも、レベル1・2建材の作業基準の一部、事前調査の方法等が改正されています。

大気汚染防止法と石綿障害予防規則の詳細な改正内容については、以下の札幌市ホームページをご覧ください。

○大気汚染防止法・市条例等の改正情報 (アスベスト関係)

http://www.city.sapporo.jp/kankyo/taiki_osen/kisei/asbesto/oshirase/index.html

○アスベスト関係通知

http://www.city.sapporo.jp/kankyo/taiki_osen/kisei/asbesto/tuchi/index.html

札幌市環境局環境都市推進部環境対策課 (〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目札幌市役所12階)

■電話: 011-211-2882 ■E-mail: kankyo_taisaku@city.sapporo.jp 令和2年10月発行

